
日本ボウリングルール

NBR

2007年度改訂版

NBRC 日本ボウリングルール委員会

はじめに

ボウリング競技の前提

ボウリング競技は、勝ち負けももちろん大切ですが、それ以上に『友好と社交性』が重要視されます。それなくして勝ち負けは全く意味をなしません。ボウリング競技は、人間と人間とのコミュニケーション、そして愛の上にこそ成り立つスポーツです。

〈1〉日本ボウリングルール設定の経緯

日本ボウリング振興協議会（NBCJ）の構成会員であった各ボウラー団体は、それぞれの団体名を付したルールのもとに競技会を運営しておりますが、ごく細かい点を除けば内容がほとんど同じであるのが実状であります。

大きな観点からすれば、ボウリングルールは統一されたものであるのが自然であります。

日本ボウリング振興協議会（NBCJ）は、このような見地から、ボウラー団体より参加した委員をもって、「日本ボウリングルール委員会（NBRC）」を組織し、『日本ボウリングルール（NBR）』を設定するに至りました。

平成19年3月31日にNBCJが発展的解散をした為に（社）日本プロボウリング協会（JPBA）、日本ボウラーズ連盟（NBF）、全国実業団ボウリング連盟（ABBFI）、ジャパンレディースボウリングクラブ（JLBC）、（社）日本ボウリング場協会（BPAJ）以上5団体の委員をもって日本ボウリングルール委員会（NBRC）を組織することになりました。

〈2〉本ルールとローカルルールとの関係

ローカルルールとは、各競技団体の細則並びに、その団体が行うリーグ・トーナメントの規定をいいます。

ローカルルールは、常に本ルールに先行します。ローカルルールに定められていないことに関してのみ、本ルールが基盤となります。

しかし、ローカルルールは、本ルールの精神を犯したところで設定してはならないものとします。

日本ボウリングルール委員会（NBRC）

〒140-0004 東京都品川区南品川2-2-10 南品川INビル3階

公益社団法人 日本ボウリング場協会内

TEL (03) 6433-0450

FAX (03) 6433-0451

日本ボウリングルール委員会規定

第1条 名 称

この組織は、日本ボウリングルール委員会（以下「この委員会」といいます）と称します。

英文正式はNIPPON BOWLING RULE COMMITTEEと称します。

第2条 構 成

この委員会は、(社)日本プロボウリング協会(JPBA)、日本ボウラーズ連盟(NBF)、全国実業団ボウリング連盟(ABBF)、ジャパンレディースボウリングクラブ(JLBC)、(社)日本ボウリング場協会(BPAJ)をもって構成します。

第3条 事務局

この委員会の事務局は、東京都に置きます。

第4条 目 的

この委員会の目的は、次の通りとします。

- ①「各構成団体の協調を通して、我が国ボウリング界の、権威と秩序を確保することにより、スポーツボウリングの普及発展に寄与する」ことです。
- ②「ボウリング競技の前提に立脚しこのルールを運用する」ことです。

第5条 事 業

前項の目的を達成するために、次の事業を行います。

- 〈1〉日本ボウリングルールの制定と改善。並びにルールブックの発刊。
- 〈2〉ボウリング用品の認証に関する事項。
- 〈3〉リーグ並びに競技会の公認、承認に関する事項。
- 〈4〉各種褒賞、懲罰に関する事項。
- 〈5〉このルールの運用とその管理。
- 〈6〉その目的を達成するために必要な事項。

第6条 会議

この委員会の会議は次の通りとします。

〈1〉代表者会議

〈2〉運営会議

第7条 代表者会議

代表者会議の構成と性格は、次の通りとします。

- 〈1〉この委員会の、構成団体代表者をもって構成します。但し、その代表者の指名による代理者を認めます。
- 〈2〉代表者会議は、この委員会の最高決議機関とします。
- 〈3〉代表者会議の議長は会長とし、その選出方法は、構成員の互選によって選出し、任期は2ヶ年とします。但し、留任を妨げません。

第8条 運営会議

第5条の事業を行うために、会議を設けます。

- 〈1〉財務に関する事項。
- 〈2〉諸会議に関する事項。
- 〈3〉組織内外に対する伝達、並びに広報に関する事項。
- 〈4〉各公認、承認競技の管理と、監督に関する事項。
- 〈5〉一般競技規定と、リーグ規定の改善に関する事項。
- 〈6〉レーンの認証に関する事項は、構成会員である各団体において、それぞれを定めるものとします。
- 〈7〉ボウリング用品の認証に関する事項。
- 〈8〉リーグを含む大会の公認、承認に関する事項。
- 〈9〉競技記録の褒賞に関する事項。
- 〈10〉本委員会の目的達成のために、特に功労のあった者の褒賞に関する事項。
- 〈11〉ルール違反者の懲罰に関する事項。

付 則

- ①本規定に定めのない事項、及び本規定の解釈に疑義を生じた場合は、代表者会議の取り決めによるものとします。
- ②この規定は、昭和53年1月1日に制定し、同日施行する。
- ③この規定は、昭和61年1月1日に改定し、同日施行する。
- ④この規定は、平成元年4月1日に改定し、同日施行する。
- ⑤この規定は、平成6年4月1日に改定し、同日施行する。
- ⑥この規定は、平成10年4月1日に改定し、同日施行する。
- ⑦この規定は、平成16年4月1日に改定し、同日施行する。
- ⑧この規定は、平成19年4月1日に改定し、同日施行する。